

## 住民税（市・都民税）の申告に係る変更について

【問合せ】 課税課市民税係 ☎ 551・1610

●平成 26 年度（平成 25 年分）から次のとおり変更されます

### (1) 「ふるさと寄附金」に係る特例控除額の改正

平成 25 年分から復興特別所得税が創設されたことに伴い、平成 25 年から 49 年までの間、「ふるさと寄附金（都道府県または市区町村に対する寄附金）」に係る個人住民税の寄附金控除について、特例控除分の算定に用いる限界税率に、復興特別所得税率（100 分の 2.1）を乗じて得た率で算出することとされました。

【寄附者に適用される所得税の限界税率】

課税総所得金額 - 人的控除差調整額	税率
～ 1,950,000 円	5%
1,950,001 円～ 3,300,000 円	10%
3,300,001 円～ 6,950,000 円	20%
6,950,001 円～ 9,000,000 円	23%
9,000,001 円～ 18,000,000 円	33%
18,000,001 円～	40%

#### ①基本控除分（変更なし）

（寄附金額《総所得金額等の 30%を限度》 - 2,000 円）× 10%（市民税 6%、都民税 4%）

#### ②特別控除分…ふるさと寄附金の場合に限り、基本控除分に加算（変更あり）

（寄附金額 - 2,000 円）× （90% - 寄附者に適用される所得税の限界税率）

#### ↓変更

（寄附金額 - 2,000 円）× {（90% - 寄附者に適用される所得税の限界税率）× 1.021}

### (2) 給与所得控除の改正（給与所得控除の上限設定）

平成 25 年分から、給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額は、245 万円の上限が設けられました。

【給与等の収入金額（税込）から給与所得金額を算出する表】

	給与収入金額 A	給与所得金額
①	～ 650,999 円	0 円
②	651,000 円～ 1,618,999 円	A - 650,000 円
③	1,619,000 円～ 1,619,999 円	969,000 円
④	1,620,000 円～ 1,621,999 円	970,000 円
⑤	1,622,000 円～ 1,623,999 円	972,000 円
⑥	1,624,000 円～ 1,627,999 円	974,000 円
⑦	1,628,000 円～ 1,799,999 円	A ÷ 4（千円未満端数切捨て）= B B × 2.4 円
⑧	1,800,000 円～ 3,599,999 円	A ÷ 4（千円未満端数切捨て）= B B × 2.8 - 180,000 円
⑨	3,600,000 円～ 6,599,999 円	A ÷ 4（千円未満端数切捨て）= B B × 3.2 - 540,000 円
⑩	6,600,000 円～ 9,999,999 円	A × 0.9 - 1,200,000 円
⑪	10,000,000 円～	A × 0.95 - 1,700,000 円

#### ↓変更

⑪	10,000,000 円～ 15,000,000 円	A × 0.95 - 1,700,000 円
⑫	15,000,001 円～	A - 2,450,000 円

## 高齢者の「障害者控除」について

身体障害者手帳等の交付を受けていない方であっても、65 歳以上で寝たきりなど一定の要件に該当する方には、障害者控除対象者認定書を発行します。所得税や住民税の申告の際に添付することで、本人またはその扶養者が障害者控除または特別障害者控除を受けられます。

【申込み】 印鑑を持参して直接、市役所 1 階 9 番介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751 へ。

## 確定申告に関する青梅税務署からのお知らせ

### ◆復興特別所得税が創設されました

個人の方は、平成 25 年分から 49 年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の 2.1%）を所得税と併せて申告・納付することになります。

### ◆消費税及び地方消費税の確定申告の相談・確定申告書の提出の受付・納税は、3 月 31 日(月)までです。

◆平成 24 年分を電子申告（電子送信だけでなく、国税庁ホームページ等を利用してパソコンで確定申告書を作成し、書面提出した場合も含む。）により確定申告を行った方へは、平成 25 年分の確定申告書等が送付されませんので、引き続き電子申告のご利用をお願いします。

◆医療費の領収書等が後日必要となる方は、確定申告書を提出される際に、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び切手と返信用封筒を同封してください。

◆土・日・祝日は閉庁日ですが、青梅税務署では、2 月 23 日(日)・3 月 2 日(日)に限り、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。なお、当日は国税の領収及び納税証明書の発行は行っていませんので、振替納税や e-Tax（国税電子申告・納税システム）をご利用いただくか、金融機関で必ず納期限までに納付してください。

### ●にせ税理士及びにせ税理士法人にご注意ください

税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。

【問合せ】 青梅税務署総務課 ☎ 0428・22・3185 または東京税理士会青梅支部 ☎ 0428・23・2331

## 医療費控除と介護保険サービスについて

▼介護保険サービス利用料は確定申告で医療費控除の対象となる場合があります

＜表 1＞ は居宅サービスを利用した場合、＜表 2＞ は施設サービスを利用した場合です。

▼介護保険料は社会保険料控除の対象になります

特別徴収の方は、日本年金機構からの公的年金等の源泉徴収票を確認してください。普通徴収の方や介護保険料の額がご不明な場合は、介護福祉課介護保険係へ身分証明書等を持参のうえお問い合わせください（電話での問い合わせには個人情報保護の観点からお答えできません）。

▼寝たきりの者のおむつ代の医療費控除について

傷病によりおむね 6 か月以上にわたり寝たきりであり、医師の治療を受けている者のおむつ代は、医療費控除の対象となります。その者の治療を行っている医師が発行した「おむつ使用証明書」と、支出したおむつ代の領収書を、確定申告書に添付するか提示してください。

2 年目以降の場合は、「おむつ使用証明書」に代えて、介護保険法の規定に基づく主治医意見書の内容を市が確認した書類、またはその主治医意見書の写しの添付、提示でも可能です。

【問合せ】 ＜医療費控除について＞ 青梅税務署 ☎ 0428・22・3185 ＜介護保険について＞ 介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764

＜表 1＞ 医療費控除の対象となる介護保険制度下での居宅サービス等について

	居宅サービス等の種類
医療費控除の対象となる居宅サービス	○訪問看護 ○介護予防訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○介護予防訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導（医師等による管理・指導） ○介護予防居宅療養管理指導 ○通所リハビリテーション（医療機関でのデイサービス） ○介護予防通所リハビリテーション ○短期入所療養介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※一休型事業所で訪問看護を利用する場合に限ります。 ○複合型サービス ※前記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）に限ります。
上記の居宅サービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となるもの	○訪問介護（ホームヘルプサービス） ※生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助）中心型を除く ○夜間対応型訪問介護 ○介護予防訪問介護 ○訪問入浴介護 ○介護予防訪問入浴介護 ○通所介護（デイサービス） ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○介護予防通所介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所生活介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※一休型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限ります。 ○複合型サービス ※前記の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）に限ります。

＜注＞ ①指定居宅サービス事業者等が発行する領収書に、医療費控除の対象となる医療費の金額が記載されます。②高額介護サービス費として払い戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額を計算することになります。

＜表 2＞ 医療費控除の対象となる介護保険制度下での施設サービスについて

施設名	医療費控除の対象	医療費控除の対象外
指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 指定地域密着型介護老人福祉施設	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額の 2 分の 1 に相当する金額	日常生活費 特別なサービス費用
介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設（療養型病床群等）	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額	

＜注＞ ①指定介護老人福祉施設等が発行する領収書に、医療費控除の対象となる金額が記載されます。②高額介護サービス費として払い戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額の計算をすることになります。なお、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の施設サービス費に係る自己負担額のみに対する高額介護サービス費については、2 分の 1 に相当する金額を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額の計算をすることになります。